

一般社団法人統計関連学会連合 事業委員会運用規則

一般社団法人 統計関連学会連合

総則

第1条

この規則は、一般社団法人 統計関連学会連合事業委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の定款第48条に基づく委員会である。

目的

第2条

本委員会は、連合が主体となる事業の計画および実行を目的とする。

構成員

第3条

本委員会の委員は以下の各号により構成される。

- (1) 連合加盟団体の各学会から推薦されたもの各1名
- (2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

委員の任期

第4条

委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

委員長

第5条

委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選とする。委員長の任期は2年とするが、再任を妨げない。

経費

第6条

委員会の運営に必要とされる経費は、連合理事会から配分される。配分された経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

報告義務

第7条

委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

付則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。